

快適トイレモデル工事試行要領

平成30年6月1日制定
令和2年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「快適トイレモデル工事」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

対象工事は原則次のとおりとする。ただし、災害復旧工事は対象外とする。

(1) 発注者指定型

請負対象設計金額3億円以上の工事で原則実施し、特記仕様書に発注者指定型である旨を明示するものとする。

(2) 受注者希望型

請負対象設計金額1.5億円以上3億円未満の工事で原則実施し、特記仕様書に受注者希望型である旨を明示するものとする。

3 快適トイレの仕様

快適トイレの仕様は以下のとおりであり、「(1) 快適トイレに求める機能」及び「(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品」については、現場に導入するにあたり必ず備えるものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様

ア 洋式便座

イ 水洗機能（簡易水洗，し尿処理装置付きを含む）

ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）

※必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること

エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

※二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るなら可

オ 照明設備（電源がなくても良いもの）

カ 衣類掛け等のフック付，又は，荷物置き場設備機能（耐荷重5kg 以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）

ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）

エ 鏡付きの洗面台

オ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様，付属品

ア 室内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）

イ 擬音装置

ウ フィッティングボード

エ フラッパー機能の多重化

オ 窓など室内温度の調整が可能な設備

カ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

4 試行方法

(1) 発注者は、対象工事に該当する場合は、その旨特記仕様書に明示すること。

(2) 受注者は、快適トイレモデル工事を希望する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿

により発注者へ申し出るものとする。なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。（受注者希望型のみ）

- (3) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載すること。また、工事現場への設置前に様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット・見積書等の資料とともに監督職員へ提出すること。
- (4) 監督職員は、実際に設置された快適トイレを、現場において確認すること。
- (5) 受注者は、快適トイレの撤去日について、監督職員へ報告すること。
- (6) 発注者は、快適トイレの費用を、変更契約時に計上するものとする。

5 費用

受注者から提出された通常のトイレの見積り及び快適トイレに要した費用の見積りをもとに、通常トイレとの差額を変更契約時に計上するものとする。

- (1) 差額は45,000円／基・月を上限とする。
- (2) 男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで費用計上する。
- (3) 運搬・設置・撤去に係る費用は共通仮設費（率分）とする。

6 アンケートの実施

モデル工事の検証を行うため、受注者は、完成検査までに、別に定めるアンケートに回答すること。

7 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 令和2年6月1日改正については、令和2年6月1日から施行する。